

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

| 法令名及び条項 | 処分の概要 | 担当課名 |
|---------------------------------|--------------|------|
| 水道法（昭和32年6月15日法律第177号）第16条の2第1項 | 給水装置工事事業者の指定 | 給排水課 |

- 1 審査基準は、水道法（昭和32年6月15日法律第177号）第25条の3に定める基準を審査基準とする。
- 2 標準処理期間は、30日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。